

## ～避難施設の紹介（その6）：在宅避難者への食料・物資の配付について～

今回は避難所（町田市では避難施設と云う）の役割の一つである地域の支援拠点（在宅避難者に対する食料・物資支援などの拠点）について取り上げる。

### 1. 避難所の役割

国の防災行政を担う内閣府（防災担当）が各自治体に示した避難所運営ガイドライン（詳しくは、裏面の文末の囲み記事を参照）によれば、避難所は、被災者に生活の場を提供するだけでなく、地域の情報拠点、地域の支援拠点（被災地域住民への水・食料・物資の配給拠点、医療や介護などのサービス拠点）でもある。

### 2. 災害時の支援物資の現状

国や自治体が考えている災害時における物資支援策に、プッシュ型物資支援、プル型物資支援というものがある。

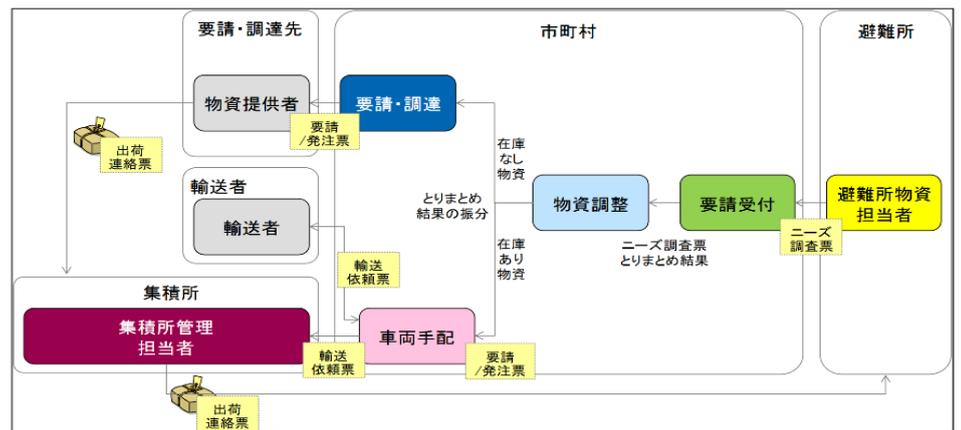
#### 《プッシュ型物資支援》

プッシュ型物資支援は、熊本地震で初めて実施され、水・食料などを一方的に被災地に送り届ける。プッシュ型物資支援の物資は、町田市が避難施設の備蓄倉庫に備蓄しているものとほぼ同様である。

#### 《プル型物資支援》

プル型物資支援は、被災地の住民のニーズを収集し、ニーズに基づき水・食料や物資などを送り届けるという取り組みである。

現在の計画では、300品目余りのリストがあって、その中から欲しいものを選択して要求し、届けられる。右図はプル型物資支援の物資の流れを示した図である（出典：国土交通省）。



### 3. 災害時の物資支援における現状の問題点と課題

国の計画では、プッシュ型物資支援は、発災3日目以降から始まり、その後7日目以降からプル型物資支援に切り替えるとされているが、首都直下地震を想定したプッシュ型物資支援とプル型物資支援は、被災地自治体の混乱や地震による道路閉塞、輸送を担う民間の運輸会社の被災など、様々な事案を解決して初めて実現する。その為、支援を受けられる時期については、計画通りに行われる保証はない。

今回は、プッシュ型物資支援およびプル型物資支援が実現できるとして、何が問題になるのかを指摘して、その対応を地域でどのように解決したらよいか、その糸口を示すことにした。

町田市が作成した地域防災計画では、「被災者への食料・生活必需品等の供給は、原則として避難施設に供給拠点を設置して行う。供給拠点における供給は、福祉班及び避難施設の開設運営を担当する班が避難施設責任者及びボランティア等の協力を得て行う。」（第3章第18節）とある。

ここでいうボランティア等とは、地域住民（地域組織）の協力を意味する。過去の大規模災害では、行政の職員も被災している。更に、活動できる職員は様々な救援活動や復旧に向けた活動を行っている。従って、町田市中に71箇所もある避難施設で市の職員だけで在宅避難者向けの物資配給窓口を運営することは極めて困難であるといえる。また、避難施設における食料・物資の供給は在宅避難者も対象となる。東京都や町田市が考えている現状の物資支援策は、「避難施設まで来れば食料・物資を渡す」というものである。

本日よりでは、国や自治体の物資支援策の現状について把握（現状認識）し、その結果に基づき、課題を設定した。その為、現状認識→課題というプロセスも含めて下表にまとめた。

|   | 現状認識  | 課題   |
|---|---|--|
| 1 | 避難施設の供給拠点における供給は、ボランティア等の協力を得て行う（町田市地域防災計画）。市は、市の職員だけでは供給拠点における活動はできないと認識している。                | 供給拠点運営に必要な人員の確保。地域組織の協力のありかた。                                  |
| 2 | 支援物資の配付は供給拠点（物資配給窓口）で行われる。この地域の高齢化率は、町・丁目によっては4割を超えている。高齢者のみの世帯も多く、避難施設に行くことさえ困難な世帯もある。       | 避難施設に行くことさえ困難な世帯に食料・物資を送る届ける仕組みづくり。                            |
| 3 | プル型物資支援は、被災地住民のニーズを得ることから始まる。現行のプル型物資支援は、避難施設にニーズが集約されていることが前提となっている。                         | 避難施設に行くことさえ困難な世帯に対して、ニーズを聞き取り、供給拠点に伝達する仕組みづくり。                 |
| 4 | 避難施設に食料・物資が配送されてくる日時は不確定である。  | 配給情報を全地域住民に確実に伝達する仕組みづくり。                                      |
| 5 | 避難施設に配送されてきたものをそのまま供給窓口で配付できるとは限らない。<br>プル型物資支援においてもニーズ通りに供給が行われるとは限らない。人気の高い品目は供給不足となることがある。 | 供給量が少ない物の分配方法や分配方法に関するルール（例えば、子どもや体力の落ちている人に優先的に配付するなど）を決めておく。 |
| 6 | 在宅避難者の健康や生命に関わる食料や物資の支援を遺漏なく行うには、在宅避難者名簿の作成をはじめ在宅避難者を取り纏める組織が必要となる。                           | 町会・自治会等が中心となって地域を取り纏めるための仕組みづくり。                               |

#### 4. 地域の取り組み

上の表で、避難施設における供給拠点運営の現状認識の結果から導いた課題を6つ挙げたが、詳細を検討すれば更に増える可能性がある。これらの課題は、避難施設運営会議のみで解決できるものではなく、多くの地域住民に係わる課題であるので成瀬台小・中学校避難施設に関わる町会・自治会・自主防災組織が連携して、地域住民が納得する解決策を提案する必要があると思う。

今年も能登半島で大きな地震が発生している。当地域においても、いつ大きな地震が発生してもおかしくない。ここで取り上げた課題を早期に解決する為、町田市と町会・自治会・自主防災組織と避難施設運営会議が協議する場を設ける必要がある。

#### 在宅避難者に対する物資支援策

国の防災行政を担う、内閣府（防災担当）が各自治体に示した、《避難所運営ガイドライン》には、「避難所は、在宅避難者支援の拠点としての役割も求められます。」と明記されている。更に、《避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針》には、「避難所を運営するにあたっては、避難所で生活する避難者だけでなく、その地域で在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、地域の避難所を、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とすることが適切であること」との指針が示されている。これらの指針のもとになっているものが災害対策基本法である。

災害対策基本法の第八十六条の七において、「災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められている。

【問い合わせ先】 本会報の内容についての疑問やご質問、ご意見などございましたら、下記メールアドレスまでご連絡ください。頂いた情報は今後の会報発行の参考にさせていただきます。

info-tamanaru-hinan@jcom.zaq.ne.jp